

第二次霧島市地球温暖化対策実行計画

平成 26 年 3 月

霧島市

目 次

第 1 章 基本的事項	1
第 1 節 計画策定の背景と目的	1
第 2 節 計画の位置付け	2
第 3 節 計画の実施期間	2
第 4 節 計画の範囲	3
第 5 節 対象とする温室効果ガス	4
第 2 章 温室効果ガス排出状況	5
第 1 節 基準年度における排出状況	5
第 2 節 第一次計画の振り返り	8
第 3 章 目標の設定	10
第 1 節 第二次計画の全体目標	10
第 2 節 第二次計画の個別目標	10
第 4 章 取組	11
第 1 節 取組項目	11
第 2 節 基本的な考え方と具体的な取組	11
第 5 章 計画の運用	14
第 1 節 推進体制	14
第 2 節 作業内容	14

第1章 基本的事項



第1節 計画策定の背景と目的

地球温暖化は、持続可能な社会を形成するうえで私たちが直面する最も重要な環境問題の一つです。その影響や対策については、経済社会活動、市民生活全般に深く関わることから、市民、事業者、行政が一体となって対策に取り組む必要があります。

本市は、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、平成20年3月に「(第一次)霧島市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務事業に由来する温室効果ガスの排出抑制対策に取り組むこととしました。その取組内容としては、市が所有する公共施設における節電・省エネルギーや、公用車の運転におけるエコドライブを徹底することなどで、事業者・霧島市役所としての温室効果ガス排出抑制に努めたことに加え、市域全域における温室効果ガス排出抑制に資するため、公園・緑地の整備や植林による二酸化炭素の吸収源対策を行ったほか、住宅用太陽光発電システムや低公害車の導入に関する補助を実施するなど、多岐に渡りました。このように市として率先し地球温暖化対策に取り組んだ結果、「平成18年度から平成25年度までに6%の温室効果ガス排出削減に取り組む」としていた第一次計画の目標に対し、平成24年度時点で平成18年度から6.25%の温室効果ガス排出削減を達成し、成果として表れております。

平成25年度で同計画の実施期間が終了を迎えることから、社会状況の変化や市の上位行政計画の更新状況、第一次計画期間における成果と課題などをふまえ、これまで以上に市としての地球温暖化対策の取組を充実するため、このたび新たに第二次霧島市地球温暖化対策実行計画を策定しました。

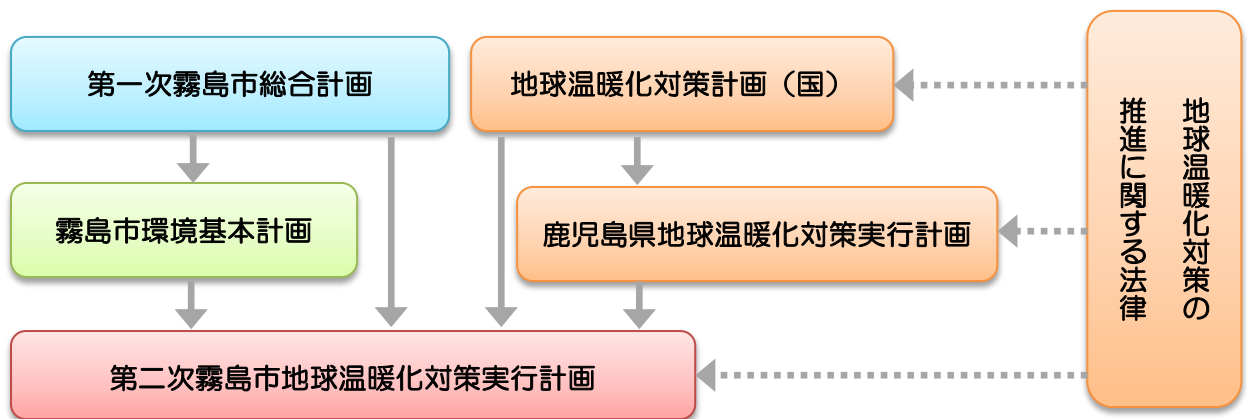
本計画は第一次計画に引続き、行政機関としての市を一つの事業所として捉え、市が行う省エネルギー・緑地の保全等による温室効果ガスの排出削減対策のほか、環境物品の調達・廃棄物の排出抑制等、総合的な地球温暖化防止対策の実践体制を定めます。本計画のもとで、市職員一人ひとりが省エネルギー・省資源活動に取り組み、循環型社会の構築に貢献するとともに、職員自らが環境に配慮した行動を率先実行することを通じ、取組の全市的な普及を図ることを本計画の目的とします。

第2節 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法律」という。）第20条の3の規定に基づく地方公共団体実行計画です。

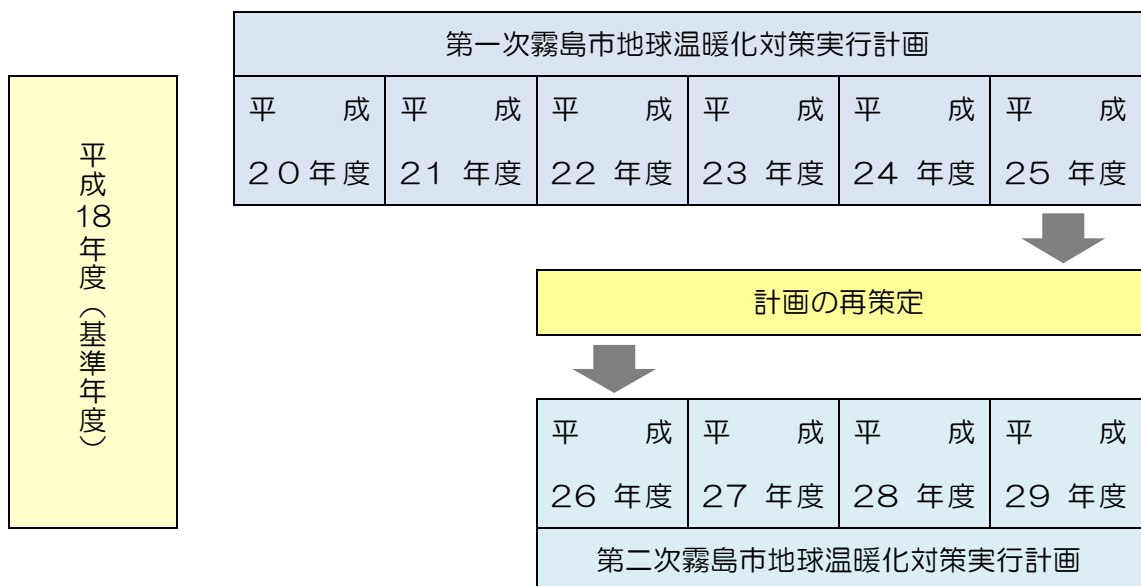
（地方公共団体実行計画等）
 第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

本市行政計画上の位置付けは、本市の最上位計画である第一次霧島市総合計画、本市の環境施策に関する最上位計画である霧島市環境基本計画の下位計画となります。



第3節 計画の実施期間

本計画の基準年度は第一次計画と同じく平成18年度とし、実施期間は「第一次霧島市総合計画」及び「霧島市環境基本計画」との整合を図り、平成26年度から平成29年度までの4か年とします。



第4節 計画の範囲

本計画は、市が実施するすべての事務事業と市の保有するすべての施設を、管理・運営を外部に委託しているものも含めて対象とし、温室効果ガス排出量を対象施設毎に把握します。

●対象施設●

施設分類	対象施設	施設数
①霧島市役所国分庁舎等	霧島市役所国分庁舎等	1
②霧島市役所隼人庁舎	霧島市役所隼人庁舎	1
③溝辺総合支所	溝辺総合支所	1
④横川総合支所	横川総合支所	1
⑤牧園総合支所	牧園総合支所	1
⑥霧島総合支所	霧島総合支所	1
⑦福山総合支所	福山総合支所、福山市民サービスセンター	2
⑧ごみ処理施設	敷根清掃センター、不燃物処分場、最終処分場	6
⑨上水道・下水道処理施設	水源地、ポンプ場、揚水機場、クリーンセンター、し尿処理場等	19
⑩学校施設	高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育所	67
⑪給食センター	学校給食センター、老人給食センター	8
⑫消防施設	消防本部、中央消防署、北消防署、分遣所、消防団詰所、防災無線中継局	14
⑬公民館	拠点公民館、地区公民館、集会施設等	50
⑭健康・福祉施設	老人ホーム、保健センター、シルバー人材センター、人権啓発センター等	22
⑮生涯学習施設 ・教育文化施設	資料館、共同利用施設、多目的集会所、生活改善センター、青少年の家、婦人の家等	25
⑯体育施設	運動場、体育館、小浜海水浴場休憩所等	32
⑰公園広場	都市公園、コミュニティー広場等	54
⑱温泉・観光施設	温泉施設、関平鉱泉所、物産館等	15
⑲農業関係施設	卸売市場、営農研修センター、物産加工施設、畜産審査場、活性化センター等	27
⑳その他施設	国分斎場、道路照明設備等	2
20 分類	—	349

※外部へ貸し出している市所有の公用車も対象とします。

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

第5節 対象とする温室効果ガス

本計画は、法律第2条第3項に示される6種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種を対象とします。

残り2種のパーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）については、本市事務事業に由来する排出量が非常に小さいこと、排出量の経年変化が非常に小さいと予想されること、排出実態の把握が困難であることなどの理由から対象としません。

●法律に定められる温室効果ガスの種類●

■二酸化炭素（CO₂）

最も代表的な温室効果ガスで、化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却等により発生する。

■メタン（CH₄）

可燃性で天然ガスの主成分。有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じる。化石燃料の燃焼、下水処理、廃棄物の焼却等により発生する。

■一酸化二窒素（N₂O）

亜酸化窒素とも呼ばれる常温常圧で無色の気体。手術の際の麻酔剤として使用される。化石燃料の燃焼、窒素系肥料の使用、廃棄物の焼却等により発生する。

■ハイドロフルオロカーボン（HFC）

エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒等に使用される。

■パーフルオロカーボン（PFC）

半導体等の製造時や電子部品の不活性液体等として使用される。

■六ふっ化硫黄（SF₆）

変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用等として使用される。

第2章 温室効果ガス排出状況



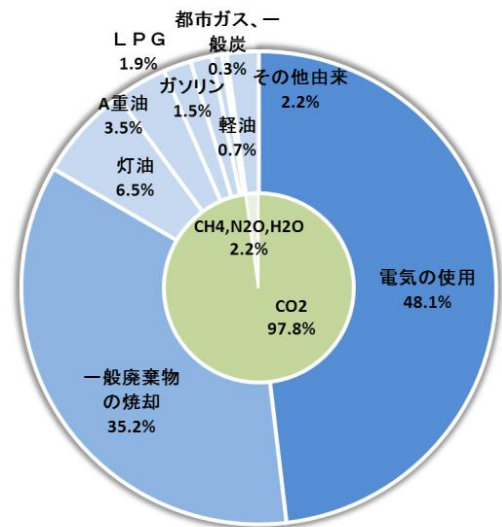
第1節 基準年度における排出状況

(1) 温室効果ガスの排出量

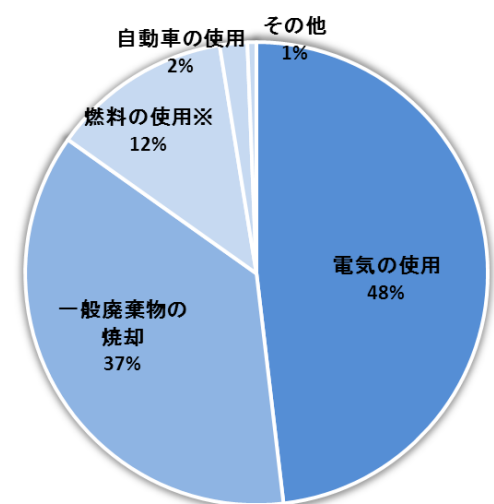
基準年度（平成18年度）における温室効果ガス総排出量は、44,631 t-CO₂で、温室効果ガスの種類別内訳では、二酸化炭素が最も多く、全体の97.8%と大部分を占め、排出原因別では、電気の使用が最も多く、全体の48.1%を占め、次いで一般廃棄物の焼却が35.2%を占めます。

●基準年度の温室効果ガス総排出量●

ガス種別	活動の区分	排出量[t-CO2]	割合[%]
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン	655.88	1.5%
	灯油	2,911.02	6.5%
	軽油	305.75	0.7%
	A重油	1,583.59	3.5%
	LPG	849.26	1.9%
	都市ガス	141.68	0.3%
	一般炭	1.66	0.0%
	電気	21,484.57	48.1%
	一般廃棄物の焼却	15,731.37	35.2%
	小計	43,664.77	97.8%
メタン (CH ₄)	庁舎・施設使用	8.44	0.0%
	自動車の走行	0.93	0.0%
	水田の耕作	0.77	0.0%
	一般廃棄物の焼却	0.74	0.0%
	下水処理量	51.12	0.1%
	し尿処理量	6.97	0.0%
小計	68.97	0.2%	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	庁舎・施設使用	6.80	0.0%
	ディーゼル機関	0.18	0.0%
	自動車の走行	23.46	0.1%
	一般廃棄物の焼却	640.75	1.4%
	下水処理量	137.19	0.3%
	し尿処理量	86.44	0.2%
小計	894.83	2.0%	
HFC	カーエアコン	2.10	0.0%
	小計	2.10	0.0%
合計		44,630.67	100.0%



●原因別排出量の内訳●



※自動車使用分を除く

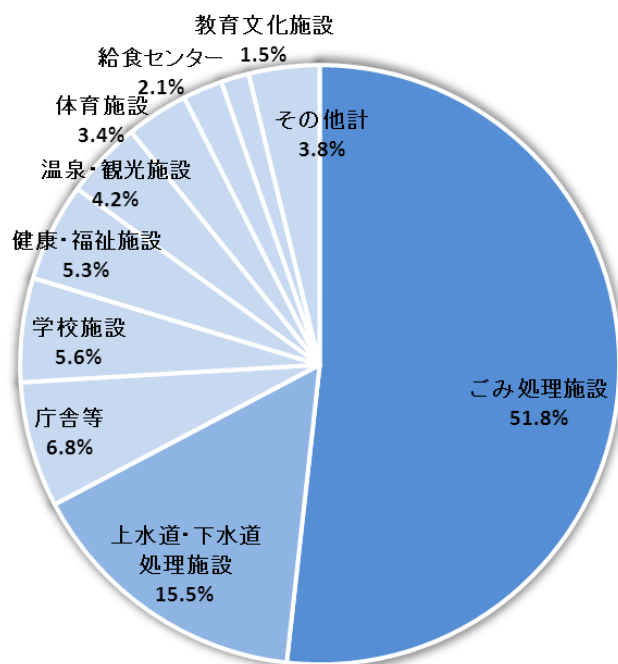
●用途別排出量の内訳●

(2) 施設の分類別排出量

施設の分類別に見ると、ごみ処理施設が最も多く全体の51.8%を占め、次いで、上水道・下水道処理施設(15.5%)、学校施設(5.6%)と続きます。

●施設の分類別温室効果ガス総排出量●

施設分類別排出量	排出量[t-CO ₂]	割合[%]
(1)霧島市役所国分庁舎等	1,648.52	3.7%
(2)霧島市役所隼人庁舎	271.56	0.6%
(3)溝辺総合支所	341.72	0.8%
(4)横川総合支所	135.31	0.3%
(5)牧園総合支所	321.96	0.7%
(6)霧島総合支所	146.32	0.3%
(7)福山総合支所	159.11	0.4%
(8)ごみ処理施設	23,102.90	51.8%
(9)上水道・下水道処理施設	6,929.68	15.5%
(10)学校施設	2,505.02	5.6%
(11)給食センター	955.07	2.1%
(12)消防施設	344.07	0.8%
(13)公民館	382.70	0.9%
(14)健康・福祉施設	2,367.46	5.3%
(15)生涯学習・教育文化施設	675.49	1.5%
(16)体育施設	1,501.26	3.4%
(17)公園広場	364.69	0.8%
(18)温泉・観光施設	1,864.44	4.2%
(19)農業関係施設	407.59	0.9%
(20)その他施設	205.81	0.5%
合計	44,630.67	100.0%



●施設分類別温室効果ガス総排出量内訳●

(3) 活動量

基準年度における対象施設の温室効果ガスの排出に関する活動量は下表のとおりです。

●基準年度（平成 18 年度）の活動量●

項目		単位	活動量	主な用途	
燃料 使用 量	ガソリン	L	27,746	発電機、草刈機	
	ガソリン(自動車)	L	257,247	自動車	
	灯油	L	1,164,408	暖房、給湯、機械動力等	
	軽油	L	25,246	発電機、機械動力	
	軽油(自動車)	L	93,107	自動車	
	A重油	L	586,516	暖房、給湯、焼却炉燃料	
	LPG	m3	130,655	暖房、厨房、給湯	
	都市ガス	m3	67,466	暖房、厨房、給湯	
一般炭	kg	690	ボイラー、調理		
電気使用量		kWh	38,710,934	照明、冷暖房、機械動力	
自動車 の 走行 距離	ガ ソ リ ン	普通・小型乗用	km	483,254	送迎、連絡、パトロール
		軽乗用	km	238,763	調査、パトロール
		普通貨物	km	27,153	運搬
		小型貨物	km	593,160	調査、作業、パトロール
		軽貨物	km	857,439	調査、作業、パトロール
		特殊用途	km	295,217	運搬、作業、消防・救急
		バス	km	0	送迎
	軽 油	普通・小型乗用	km	63,160	送迎、連絡、パトロール
		普通貨物	km	136,768	調査、運搬、作業
		小型貨物	km	108,557	調査、運搬、作業
		軽貨物	km	11,002	調査、運搬、作業
		特殊用途	km	133,767	運搬、作業、消防作業
		バス	km	158,474	送迎
		水田耕作面積	m2	2,300	水田
一般廃棄物の焼却	t	36,583	ごみ処理		
下水処理量	m3	2,765,993	終末処理		
し尿の処理量	m3	66,391	し尿処理		
カーエアコンの使用	台	462	—		

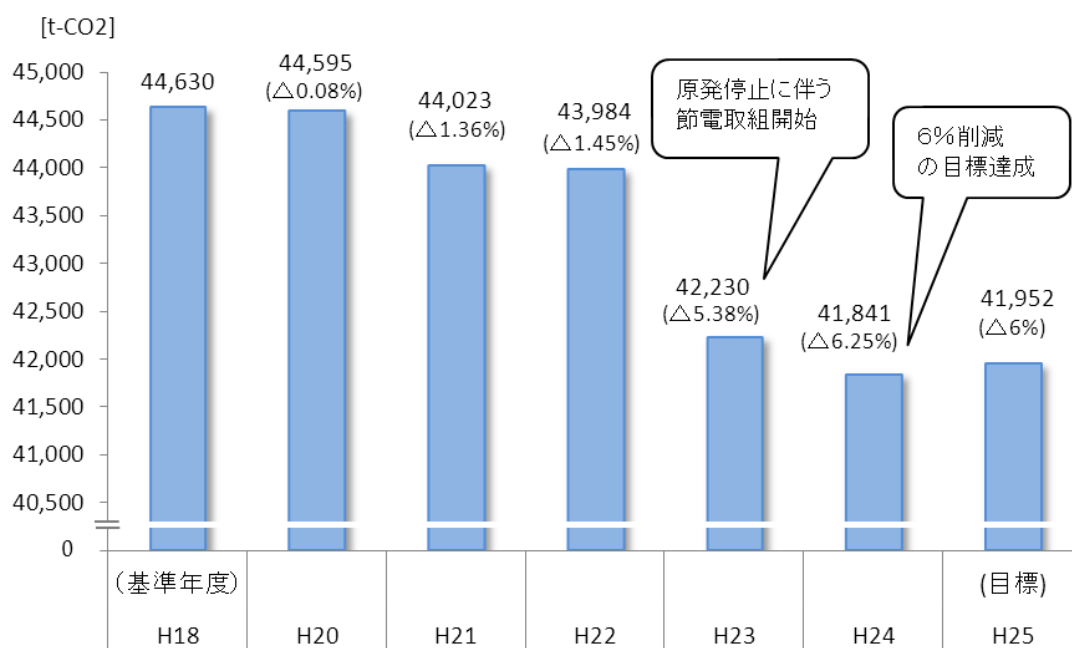
第2節 第一次計画の振り返り

(1) 第一次計画の概要

〈計画期間〉 平成20年度～平成25年度
〈基準年度〉 平成18年度
〈対象とする温室効果ガス〉 CO₂, CH₄, N₂O, HFC の4種類
〈対象範囲〉 市が実施するすべての事務事業と市の保有するすべての施設
〈目標〉 平成25年度までに基準年度比で温室効果ガス排出量を6%削減する
〈策定根拠〉 法律第21条（策定当時）の規定に基づく地方公共団体実行計画

(2) 第一次計画における温室効果ガス排出量の推移

平成24年度に本市の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの量は41,841 t-CO₂でした。基準年度の平成18年度と比較すると2,789t-CO₂、6.25%の排出削減となります。



●第一次計画期間における温室効果ガス排出量の推移●

第一次計画期間を振り返ると、平成23年度から大きく排出削減が進み、平成24年度に初めて6%の排出削減目標を達成しています。これは、平成23年度に九州電力管内の原子力発電所が運転を停止したことなどを受け、市役所として率先し節電・省エネルギーに取り組み、その結果が定着しているものと考えられます。

第二次計画においても、第一次の取組を引き継ぎ、更なる排出削減をめざします。

●施設分類毎の排出削減状況●

施設分類別 排出量[t-CO2]	H18 (基準年度)	H20	H21	H22	H23	H24	H18-H24 削減割合	第一次計画 目標削減率
(1)国分庁舎等	1,648.52	1,577.87	1,602.38	1,674.14	1,583.88	1,607.11	2.51%	10.0%
(2)隼人庁舎	271.56	240.34	217.68	218.11	196.95	189.17	30.34%	10.0%
(3)溝辺総合支所	341.72	305.18	268.94	317.86	253.75	253.88	25.70%	10.0%
(4)横川総合支所	135.31	127.05	117.80	116.58	106.19	82.86	38.76%	10.0%
(5)牧園総合支所	321.96	291.05	266.82	285.77	227.99	199.89	37.92%	10.0%
(6)霧島総合支所	146.32	147.53	137.86	160.05	141.33	135.01	7.73%	10.0%
(7)福山総合支所	159.11	123.35	103.65	84.09	102.51	94.84	40.40%	10.0%
(8)ごみ処理施設	23,102.90	22,743.02	21,870.15	22,522.02	21,398.41	21,286.66	7.86%	6.0%
(9)上水道 ・下水道処理施設	6,929.68	7,465.36	7,889.56	6,897.77	6,785.71	6,744.16	2.68%	6.0%
(10)学校施設	2,505.02	2,670.42	2,594.76	2,688.27	2,540.05	2,577.51	△ 2.89%	3.0%
(11)給食センター	955.07	949.42	980.23	974.48	999.93	987.04	△ 3.35%	3.0%
(12)消防施設	344.07	357.06	362.35	430.86	430.07	300.04	12.80%	3.0%
(13)公民館	382.70	374.20	355.44	358.47	341.86	300.25	21.54%	3.0%
(14)健康・福祉施設	2,367.46	2,189.36	2,244.48	2,331.66	2,226.41	2,311.30	2.37%	3.0%
(15)生涯学習 ・教育文化施設	675.49	644.57	648.90	631.04	614.13	612.16	9.38%	6.0%
(16)体育施設	1,501.26	1,512.81	1,510.85	1,509.35	1,616.52	1,434.94	4.42%	6.0%
(17)公園広場	364.69	387.32	387.18	347.85	380.36	418.41	△ 14.73%	6.0%
(18)温泉・観光施設	1,864.44	1,885.16	1,848.15	1,924.08	1,869.26	1,894.30	△ 1.60%	6.0%
(19)農業関係施設	407.59	379.11	391.87	299.71	200.69	196.86	51.70%	6.0%
(20)その他施設	205.81	224.98	223.99	212.55	214.09	215.07	△ 4.50%	3.0%
合計	44,630.67	44,595.17	44,023.05	43,984.70	42,230.10	41,841.46	6.25%	6.0%

※削減割合が負の数である場合、基準年度より排出量が増加していることを示します。

※表中右端列の「第一次計画目標削減率」については、前計画における施設分類別の削減目標値を表し、本計画（第二次計画）において設定するものではありません。

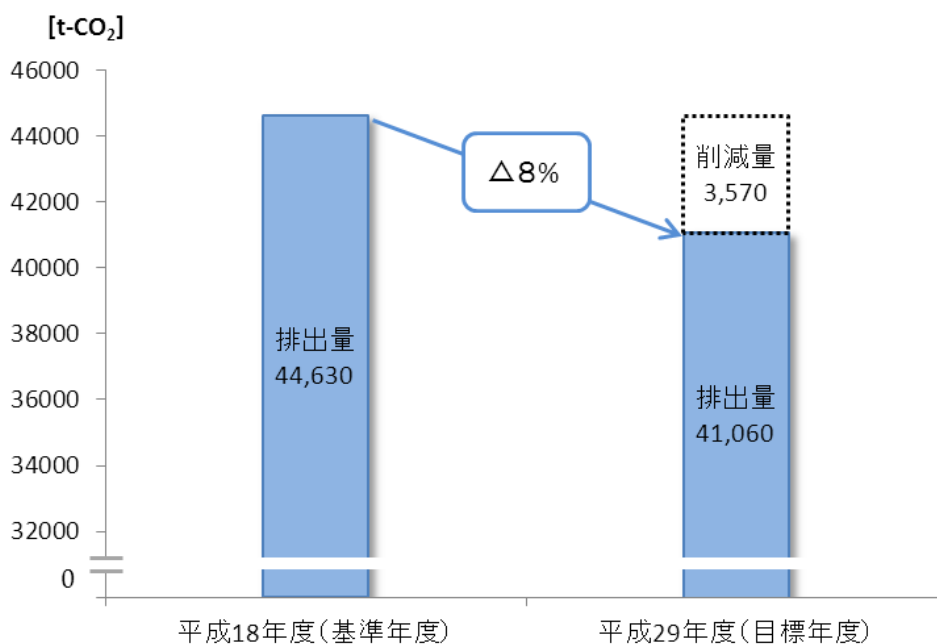
第3章 目標の設定



第1節 第二次計画の全体目標

第二次計画では、第一次計画の成果と課題をふまえ、目標年度の平成29年度までに市の温室効果ガス総排出量を平成18年度比で8%以上削減することを全体目標とします。

平成29年度（2017年度）における温室効果ガス排出量を平成18年度（2006年度）比で
8%以上削減



●第二次計画期間における温室効果ガス排出削減のイメージ●

第2節 第二次計画の個別目標

全体目標を達成するため、以下のとおり個別の目標を設定し取り組みます。

●第二次計画の個別目標●

項目	平成29年度目標	備考
エネルギーの使用に伴う排出量 (燃料、電気、自動車など)	△10%	省エネルギー法に即して、年1%の省エネルギーに努める。
廃棄物の処理等に由来する排出量	△5%	第一次霧島市総合計画に基づき、廃棄物の発生抑制に努める。

第4章 取組



第1節 取組項目

目標を達成するため、以下の3つの取組項目に基づき対策を進めます。

3つの取組項目

- (1) エネルギー・資源の適正な使用
- (2) 環境負荷の少ない物品等の調達
- (3) 社会全体からの排出への配慮

第2節 基本的な考え方と具体的な取組

(1) エネルギー・資源の適正な使用

燃料・電気などのエネルギーや、水・紙等の資源を適正に使用することで、直接的な温室効果ガスの排出削減を図ります。

対象	取組例
電化製品	<ul style="list-style-type: none">・こまめに電源を切るようにする。・コンセントプラグを抜くことやタップを使用する。・0A 機器の省エネ管理機能を活用する。
空調	<ul style="list-style-type: none">・設定温度は、冷房 28℃以上、暖房 20℃以下を徹底する。・夏冬のクールビズ、ウォームビズを推奨する。・空調機器の適正運用に努める。
エレベーター	<ul style="list-style-type: none">・上下4フロアまでの移動についてエレベーターの利用を控える。
照明	<ul style="list-style-type: none">・昼休み時の一斉消灯や定時前後の消灯を徹底する。・必要以上の照明について見直す。
エネルギー全般	<ul style="list-style-type: none">・エネルギーの使用が合理的か常に意識し、各課等で使用量を把握・管理する。・定期的な設備のメンテナンスを行う。
自動車	<ul style="list-style-type: none">・適切な整備を実施する。・急発進、急加速を控え、アイドリングストップを励行するなど、エコドライブに努める。・低燃費の自動車の優先利用を行う。
水	<ul style="list-style-type: none">・各施設において、節水に努める。
用紙・物品類	<ul style="list-style-type: none">・両面コピー、印刷等を利用する。・ファイリングシステムを利用し、個人保管文書による用紙使用量を抑制する。・片面使用済みの用紙（個人情報を含まない）については、白面をメモ用紙等に利用する。・遊休物品について庁内に再利用情報を提供する。・廃棄にあたっては分別を徹底する。
その他	<ul style="list-style-type: none">・事務用品やその他の物品は、再使用、長期利用を徹底する。

(2) 環境負荷の少ない物品等の調達







環境への負荷が少ない製品やサービスを調達することにより、間接的に温室効果ガス排出量の削減を図ります。

対象	取組の内容
物品等一般	<ul style="list-style-type: none"> 各種環境ラベル等を新規購入の際の選定基準とする。 リサイクルシステムが確立した物品等を積極的に採用し、製品のライフサイクル全体からの温室効果ガスの排出削減に貢献する。
空調	<ul style="list-style-type: none"> 新規に導入する際は、エネルギー効率の高い機器を導入する。
照明	<ul style="list-style-type: none"> LED 照明器具等、エネルギー効率の高い照明器具を積極的に導入する。
省エネルギー設備	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー設備を積極的に導入する。
再生可能エネルギー設備	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システムなどの施設への導入を検討する。
自動車	<ul style="list-style-type: none"> 新規調達の際には低公害車、低燃費車を積極的に導入する。
給水設備	<ul style="list-style-type: none"> 買い換えが必要になった場合は、節水型製品の導入に努める。
施設	<ul style="list-style-type: none"> 新規施設については環境に配慮した設計に努めるものとする。 既存施設においては省エネルギー改修事業*等の利用を検討し、施設の省エネルギー化に努める。

※省エネルギー改修事業…事業者が、省エネルギーを目的として、施設の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該施設の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を行う事業をいう。

環境への負荷の少ない物品等の購入には、国や各種団体の環境ラベルを選定基準にできます。

●主な環境ラベルの例●

	<p>エコマーク【(財)日本環境協会】</p> <p>ライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられています。</p>
	<p>国際エネルギースターロゴ【経済産業省】</p> <p>オフィス機器の国際的省エネルギー制度で、稼働、スリープ、オフ時の消費電力などについて基準を満たす製品に付けられています。</p>
	<p>省エネラベル【経済産業省】</p> <p>家電製品、ガス石油機器等の省エネ性能を示すもので、国の定める基準を達成しているものは緑、未達成のものは橙で表されます。</p>
	<p>低排出ガス車認定【国土交通省】</p> <p>自動車の排出ガス中の有害物質排出量が最新の規制値と比較してどの程度削減されているかを示します。</p>
	<p>燃費基準達成車ステッカー【国土交通省】</p> <p>自動車の燃費について、国が定める燃費基準を達成しているか、どの程度超過達成しているかを示します。</p>
	<p>再生紙使用 (R) マーク【3R活動推進フォーラム】</p> <p>用紙類、紙製事務用品等について古紙パルプの配合率を自主的に表示したラベルです。</p>

(3) 社会全体からの排出への配慮

本計画は、温室効果ガスの増加による地球規模の気温上昇の抑制に、本市がその実情に応じて貢献していくことを目的としたものです。したがって目的の達成のために、本計画の対象施設からの排出量抑制に加えて、二酸化炭素の吸収源となる緑地等の保全、市民と事業者との連携による本市全体への取組等、社会全体からの排出量の抑制を図る必要があります。

対象	取組の内容
情報の発信	・本市の取組を公表し、広く周知を図ることで一般市民の温室効果ガス排出削減に向けた啓発を図る。
緑地の保全	・二酸化炭素の吸収源対策として緑地等の保全に努める。 ・公園、緑地の整備に際しては、適正な緑地面積を確保する。 ・市民、事業者と協働で緑化の推進に努める。
本市の行為についての配慮	・本市の行為が本市対象施設からの排出量増加につながる場合についても、市域全体での排出量減少に寄与し、かつ効果が大きいと認められるものに関しては積極的、計画的に進める。
廃棄物の発生抑制	・廃棄物処理に由来する本市の温室効果ガス排出量を削減するために、市が市民とともに廃棄物の発生抑制に取組む。

(4) 取組の際の配慮

取組は温室効果ガスの削減のために必要不可欠なものですが、時と場合によっては取組の効果が十分に発揮されないことが想定されます。

したがって、取組を実行する際に以下の内容への配慮を徹底することが重要です。

① 作業効率に配慮する

作業効率の悪化はエネルギー使用量を増加させるおそれがあります。

② 温室効果ガス削減のために使用する情報は最新のものを活用する

温室効果ガス削減のための取組は、外部からの情報に基づくものがあることから、最新情報の収集に努める必要があります。

③ 他の事項への影響に配慮する

取組を実行する際は、健康や安全への配慮が必要です。

④ 市民への協力を呼びかける

本計画の対象となる施設は、職員だけが利用するものではありません。市民が主体となって利用する施設では、温室効果ガス排出量の削減に向けた本市の取組に理解を得て、適正な設備利用の協力を求めます。

第5章 計画の運用



第1節 推進体制

本計画の着実な推進を図るため、本市の推進体制を示します。

● 霧島市地球温暖化防止活動実行委員会（以下「委員会」という。）

委員会は、計画の進捗状況について調査・分析し、目標の達成に必要な施策を検討します。また、必要に応じて計画の見直しを行います。

● 各所属

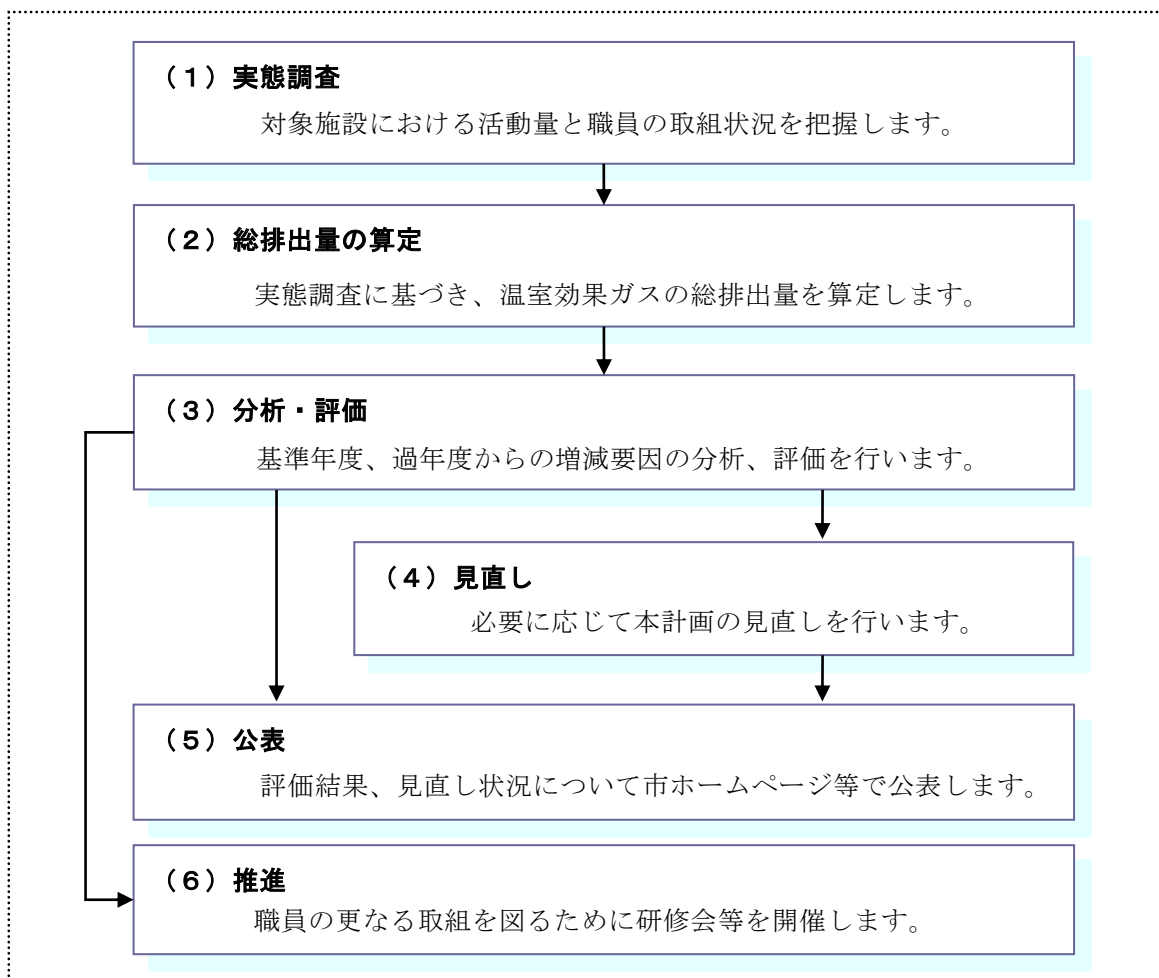
各所属の長は、所管する組織・施設における取組を推進し、進捗状況を点検します。

● 事務局

事務局は環境衛生課に置きます。事務局は計画全体の進捗状況を点検し取りまとめます。

第2節 作業内容

本市が毎年度行う作業について示します。作業のフローは以下のとおりです。



(1) 実態調査

温室効果ガス総排出量の算定に係る活動量や取組の実施状況等の情報を毎年度把握します。把握については、各所属が事務局の依頼に応じて報告システムに入力する方法によります。

(2) 総排出量の算定

実態調査の終了次第、その内容に基づいて温室効果ガスの総排出量を事務局が算定し、委員会に報告します。

(3) 分析・評価

委員会で計画の進捗状況について評価します。評価は、当該年度と基準年度の総排出量を比較し、その差の要因（増減要因）を分析する方法で行います。

(4) 見直し

評価結果により計画の見直しの必要性が認められた場合、委員会で見直しを行います。

(5) 公表

本計画の実施状況、計画見直しに関する事項等を市ホームページ等を通じて公表します。

(6) 推進

評価の結果から、地球温暖化対策としての取組をさらに啓発する必要性が認められる場合、事務局は研修会等を開催します。



平成 26 年 3 月
霧島市生活環境部環境衛生課
〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目 45 番 1 号
Tel 0995 (45) 5111 (代表)